

平成 30 年 3 月

組合員の皆様へ

北海道薬剤師国民健康保険組合

## 平成 30 年度保険料について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から組合の事業運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 30 年度の保険料について、3 月 4 日開催の組合会におきましてご承認いただき、平成 30 年 4 月から次ページのとおり改正することとなりました。

保険料として頂いている内の、介護保険料及び後期高齢者支援金は、国が定める計算を基に国へ納付金を納めることとなっております。納付金は医療費の増加、それを支える年齢層の減少に伴い、毎年増額しており、現在組合員様からいただいております保険料を上回っている状態です。

全国的に医療費は、2005 年から 2015 年で 70 歳以上の高齢者数は 1.3 倍に、国民医療費もそれに合わせ 1.3 倍になりました。また 2015 年の国民医療費は 42.3 兆円ですが、団塊世代が全員 75 歳になる 2025 年には、1.46 倍の 61.8 兆円になると算定されています。

組合といたしましては、支出を抑えるよう事業運営を続けていたところですが、ここ数年赤字決算が続いており、昨年介護保険料月額 1,000 円の値上げをさせていただきましたが、未だ国への納付金額には満たない状況です。

組合員の皆様には、平成 30 年 4 月分保険料より新たなご負担をお願いすることとなりますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成 30 年度保険料暫定のお知らせを同封いたします。ご不明な点等がございましたらお手数をおかけいたしますがご連絡をお願いいたします。

(改正内容は次ページをご覧ください)

## 【保険料改正】

### 1. 介護保険料（第2号被保険者（40歳から64歳）1人当たりの保険料）

|     | 現 行     | 改 正            | 増 額          |
|-----|---------|----------------|--------------|
| 月 額 | 3,400 円 | <u>4,000 円</u> | <u>600 円</u> |

### 2. 後期高齢者支援金

|     | 区 分 | 現 行     | 改 正            | 増 額            |
|-----|-----|---------|----------------|----------------|
| 月 額 | 組合員 | 2,500 円 | <u>4,000 円</u> | <u>1,500 円</u> |
|     | 家 族 | 2,500 円 | 2,500 円        | —              |

### 3. 医療保険所得割等級増

| 等級 | 総所得金額年額   |           | 標準総<br>所得金額 | 所得割<br>月額     | 40等級からの<br>月増額 |
|----|-----------|-----------|-------------|---------------|----------------|
|    | 以上        | 未満        |             |               |                |
| 40 | 7,250,000 | 7,650,000 | 7,450,000   | 37,250        | 0              |
| 41 | 7,650,000 | 8,090,000 | 7,870,000   | <u>39,350</u> | <u>2,100 円</u> |
| 42 | 8,090,000 |           | 8,290,000   | <u>41,450</u> | <u>4,200 円</u> |

### 4. 1等級所得割金額減額

| 月減額             |
|-----------------|
| <u>-1,000 円</u> |

〒062-0931

札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12

北海道薬剤師国民健康保険組合

TEL. 011-812-1161

FAX. 011-812-1162